

ぼれぼれ 通信



休眠預金によつて
広がる救いの手

9・10月号
vol.72



休眠預金活用法 改正案が成立!!

本年6月21日、通常国会が閉会するその日に参議院本会議において議員立法「休眠預金

活用法」の改正法案が可決・成立した。会期末に正(まさ)しく滑り込みセーフの状況で何か成立させたと言つても過言ではない。本通信を継続的に読んで頂いている読者の皆様は、既にご承知のことではあるが、この議員立法は、山本がゼロから作り上げ、超党派の議員連盟を創設するなど、幾多の困難を乗り越え2016年12月に成立させた休眠預金活用法である。その休眠預金活用法を実際に運用してみて気が付いた点や改善すべき点、或いは、強化すべきことなどを盛り込み今回の改正法案を国会に再び議員立法によつて提出していた。

休眠預金とは、10年以上、出入金のない、動きがない口座

で所有者が所在不明の預金のことである。休眠預金活用法が成立するまでは、それらの全ての休眠預金は、金融機関の私的利息となっていた。立法直前の10年間のトレンドを見ると、毎年約500億円が休眠預金として金融機関の私的利息となっていた。

その状況を知った山本は、その巨額の休眠預金を金融機関の私的利息とするのではなく、何とか世のため人のために活用することは出来ないものかと、約5年間の歳月を費やし、法制化に向けて活動を行つた。法案の立案から始まり、前述のようにより多くの賛同者を募るべく超党派の議員連盟を創設したり、党内手続きに東奔西走したり、国会

に法案を提案する際には筆頭提案者になり、国会の審議においては、山本が衆参両院とともに法案の趣旨を説明し、質疑においては他の提案者たちと一緒に答弁に立つなど、この議員立法を牽引してきた。その活動を多くの同僚議員も知っていたので、衆議院本会議場で本法案が可決される際には、「いよいよ山本法案が成立するね」と冷やかされたほどであった。

法案成立後、内閣府に審議会が立ち上がり、基本方針の策定、指定活用団体の指定、基本計画の策定、その後、指定活用団体の事業計画等の認可を経て、2019年の秋に資金分配団体に対する助成の関係業務が開始された。そし

求められる更なる 支援の改善と拡充

実際に休眠預金の活用が始まると様々な声が山本や休眠預金議員連盟に寄せられた。そこで第一に支援体系の見直し、第二に支援範囲の整理、そして、第三に安定的・効果

て、資金分配団体が、現場で活動している実行団体への休眠預金による資金の助成を行う公募を2019年度から実施した。そして、19年度から21年度の3年間で全国の各地域で、①若者支援、②生活困窮者対策、③地域活性化の分野で活動している706団体において休眠預金からの助成により合計約180億円が活用された。

第一の支援体系の見直しとし
ては、先ずは、ソーシャルセ
クター※1の担い手の育成の
的な制度運用のための見直し
を行うこととした。



▲衆院財務金融委員会で改正法提案者として答弁する山本

明確化である。社会課題解決に休眠預金を活用することを法の目的としていたが、そもそもこの分野を支えるソーシャルセクターの担い手の育成そのものが足りないことが分かってきたために休眠預金活用法の第1条(法の目的)にソーシャルセクターの担い手の育成を明記することにした。次に非資金的支援による団体の能力強化である。制度創設時、資金的支援に主眼を置いてきたが、実行上行われてきた非資金的支援がソーシャルセクターの担い手の育成や能力強化に不可欠との認識がこれまでの運用を通じ判断したので、人材・情報面からの非資金的支援を法律に明記し、もっぱら当該支援を行う活動支援団体への助成も行

えるようにした。第三に出資の実現による資金的支援の多様化である。制度創設当初は助成に専念し、制度の確立を目指すこととし、法律上可能な資金分配団体による出資は見合させていた。出資解禁への現場のニーズの高まりを受け、より円滑な出資による支援を可能とする必要があると判断し、指定活用団体から資金分配団体への資金提供手法として新たに出資を追加した。

第二の支援範囲の整理は、国際協力への支援である。日本国内で外国人支援などを行う組織・団体などの活動に本制度が利用可能であることが十分浸透していなかった。外国人との共生社会の実現に多く

の課題があることから社会課題の背景として例示されるいふ人口の減少と高齢化の進展に「国際化」も追記し、日本語教育など国内での外国人支援等に活用可能であることを明確化することとした。外国において日本人が社会課題解決に向けて活動している場合も休眠預金で支援して欲しいとの声もあつたが、あくまで日本で発生している休眠預金は預金者に還元すべきであり、いかにより良い活動を行っているとしても外国での活動には活用すべきではないし、外国で活動している組織・団体が適切に活動をしているか、資金分配団体が管理・監督することは困難であろう、との事由により認められなかつた。

第三の安定的・効果的な制度運用のための見直しである。これは、実は読者の皆様には、関係ない話ではあるが、本制度を維持していくために必要な措置なのである。それが指定活用団体の事務費特例の延長である。指定活用団体の事務費は令和5年度末までは交付金で賄うとの特例を設けていた。実は、法案を考えているときは今のような低金利ではなかつたために原則として運用資金の運用益で賄うとしていたが、この低金利環境では原則の適用は困難があるので、特例を延長することとした。

出資の実現による 資金的支援の多様化



▲参院財政金融委員会に改正法提案者として出席する山本

今回の法改正による大きな変化の一つは、前述の出資の解禁であろう。出資の意義と目的は、生み出される利益や形成される資金調達環境を有効に活用し、社会課題の解決に向けた取組を一層強化することである。但し、指定活用団体や資金分配団体に対する出資に関する専門性(出資判断・市場対話・評価)への対応については、必要な人員・体制の確保が求められる。では、具体的にどのような実行団体に出资が行われるのか。出資対象の実行団体は、初期段階のスタートアップなど民間資金が十分ではないが、社会の諸課題の解決を図る事業に取り組む団体である。出資規模は5～10億円程度(10億円程度のファンドを毎年度1～2ファンド組

成)を想定している。出資であるから、当然リターンも発生する。そのリターンは実行団体から資金分配団体へ分配され、そして資金分配団体から指定活用団体へ分配と、出資の流れを遡^{さかのぼ}るよう配分される。従って出資が上手く回ることが出来れば、休眠預金が、指定活用団体から資金分配団体へ、そして実行団体へと流れて行き、社会課題解決の事業を行いその過程で利益が生み出されれば、その資金の流れが逆流し、再び指定活用団体に戻つてくることになる。そして、その資金は、また社会課題解決に必要な活動をしている組織・団体に助成や出資として提供されることになる。休眠預金はいざれ無くなるし、

*1 非営利、営利に関わらず、社会課題解決を目的とした組織・団体の総称。

ないものである。しかし、既に発生している休眠預金は世のため人のために活用が始まっている。そこで、それを一過性のものにするのではなく持続的に運用していくためにも出資という手法も有用であろう。そして、本法では、実は貸し付けも行えることになつていて。ただ、現状その様なニーズはあまりないようである。また、やつと助成の制度が問題なく運用され始め、次に出資も解禁となると貸しひけは、まだ遠い先の話になりそうである。また動きがあれば、山本の活躍と合わせて本通信で報告したい。

知
っ
ト
ク

会議室を一般開放しています

事前予約のみで会議室が使用できる!

JR鎌倉駅(西口)の目の前にある自由民主4区会館は、山本ともひろの事務所だけでなく、会議室として一般開放を行っております。事前のご予約のみでご利用いただけるので、地域や町内の活動のための会議などにぜひご活用ください! また、定期的なご使用や、商業目的にご使用の場合は、別途ご相談いただければと思いますので、まずはお気軽に下記山本ともひろ事務所までお問い合わせください。

※公職選挙法の関係で、無料で開放することができないことから、使用料をいただきますこと、ご了承ください。

自由民主4区会館 定員と使用料

種類と定員	使用料	
第1会議室 (定員15人)	午前9時～12時	1,000円
	午後13時～17時	1,000円
	夜間18時～22時	1,000円
第2会議室 (定員15人)	午前9時～12時	1,000円
	午後13時～17時	1,000円
	夜間18時～22時	1,000円

■山本ともひろ事務所

神奈川県鎌倉市大船1-22-2 つるやビル301
TEL.0467-39-6933



▲自由民主4区会館の外観



▲第1会議室



▲第2会議室

簡単にアクセス
できます!

Twitter facebookは本人がやっています

専用のアプリをダウンロードして右のQRコードを読み取りください。(iPhone除く)



Twitter



Facebook



HP

山本ともひろプロフィール

経歴

- 関西大学 商学部 卒業
- 京都大学 大学院 修士課程(法学)修了
- (財)松下政経塾 卒塾(21期)
- 米国ジョージタウン大学 客員研究員、その後、会社員を経て
- 平成17年 衆院選 初当選
- 平成26年 文部科学大臣政務官・復興大臣政務官 就任
- 平成27年 オリンピック・パラリンピック大臣政務官 就任
- 平成29年 防衛副大臣・内閣府副大臣 就任
- 平成30年 自民党 国防部会長 就任
- 令和元年 防衛副大臣・内閣府副大臣 就任
- 令和3年 自民党 文部科学部会長 就任

自由民主党
衆議院議員(5期 14年)

神奈川4区(栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町)
昭和50年(1975年)生まれ
48歳 鎌倉在住



分かりやすいと大人気!

国会見学案内実施中!

国会を山本ともひろと一緒に見学してみませんか?

「政治が身近に感じられた」「分かりやすく、楽しかった!」と大人気の見学ツアーは無料で行っています。詳細は下記の事務所まで、お気軽にお電話ください。

ぽれぽれ通信って何?



「ぽれぽれ」は、ケニアの公用語のスワヒリ語で「ゆっくり、ゆっくり」という意。私は、ケニア・タンザニア米国大使館同時爆破テロの現場(ケニア)に居合わせたのがきっかけで政治家を志しました。

一度に全てを変えることは無理でも、諦めず、ゆっくりでも少しずつでも政治を変えていきたい。そうしなければこの国は良くならない…。そしてその活動を皆様にお伝えしていきたいという想いを込めて、この冊子を作っています。



山本ともひろ事務所リスト

本部事務所

神奈川県鎌倉市大船1-22-2 つるやビル 301
TEL:0467-39-6933 FAX:0467-39-6943

国会事務所

東京都千代田区永田町2-1-2 第2議員会館 1110号室
TEL:03-3508-7193 FAX:03-3508-3623

令和5年(2023年)9月1日発行 第72号

※本誌は、隔月(1、3、5、7、9、11月)発行の機関誌です。バックナンバーについては上記事務所までご連絡ください。
またHPにも掲載しておりますのでご覧ください。